

報道関係各位

件 名 埼玉県水道用水供給事業（県水）の受水等について**1 内容****1 県水の受水について**

令和2年度における埼玉県水道用水供給事業（県水）の受水について、飯能市と埼玉県企業局で協議した結果、協議が整いましたので、ご報告いたします。

（1）協議内容

令和2年度の県水受水量について、令和元年11月から協議を開始し、飯能市からは受水実績、渇水時の受水対応、現在の水需要、今後の水需要予測、危機管理、水運用、施設運用、経営状況等について説明を行い、可能な限り状況に見合った受水量となるよう要望し、協議を重ねてまいりました。

（2）協議結果

協定水量5,500m³の受水が実現されていない中、埼玉県企業局には、特段のご理解をいただき、令和2年度以降の受水量については、協定によらず、今回の協議によるものとして、次のとおり協議が整いました。

- ① 安定給水及び危機管理強化に向けて、県水受水を継続する。
- ② 今後の県水受水量は、年間給水量に対する県水割合13%を基準として、各年度における給水量に応じた県水受水量を維持する。

（3）今後の県水受水について**① 県水受水について**

人口減少社会を迎えている中、水需要の減少傾向が続き、料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増加など、水道事業の経営環境は厳しさを増し、水道事業の基盤強化を図るためには、自らの経営効率化を図るとともに、県水受水量も最適化を目指す必要があります。

また、気候変動による渇水や豪雨災害、水質や施設の事故などに対する危機管理強化のためには、複数系統の水源を確保することが有効であり、県水は重要な水源として今後も確保し続ける必要があります。

県水は、水需要、危機管理、水運用、施設運用、経営状況等から重要かつ不可欠なものであり、水需要に応じた県水受水量の最適化により県水割合13%を維持することで、水需要の変化や危機管理に対応し、柔軟な水運用や安全面・安定面に配慮した施設運用が可能になるなど、事業経営に大きく寄与することとなります。

入間川の自己水及び県水の継続的な受水により、複数系統の水源を確保し、市民の皆様に安全、安心な水を安定的に供給していく使命を果たし、持続性のある水道事業運営を図ってまいります。

② 県水受水量等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
一日平均受水量	4,000 m ³	3,500 m ³	県水割合 13% の受水量 ※1
年間給水量に占める 県水割合	14.9% (見込み)	13%	13%

※1 令和3年度以降の県水受水は、一日平均給水量の増減に比例（県水配水割合 13%）した一日平均受水量となります。

2 浄水施設等再構築事業及び本郷浄水場について

小岩井浄水場中心の浄水体制とするため送配水管等整備をしている浄水施設等再構築事業は、令和元年度完了を目標に進めていますが、完了を令和4年度予定とし、老朽化の著しい本郷浄水場は、同事業完了後に休止する予定です。

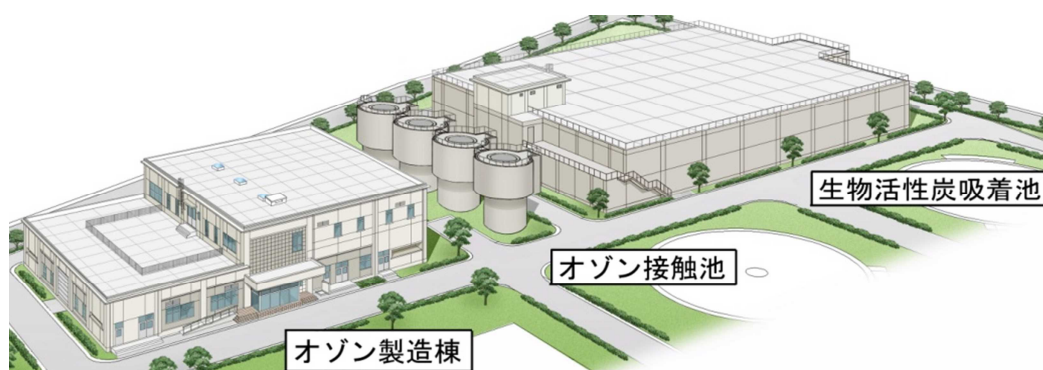
浄水施設等再構築事業の進捗にあわせて、本郷配水場周辺の一部地域の水压不足を解消し、安定給水による市民生活の利便性向上を図るため、増圧ポンプ施設整備を令和2年度から令和3年度までの2か年で実施する予定です。

3 埼玉県企業局の高度浄水処理施設の整備について

多発する河川の水質異常や水質の急激な変化等に対応し、水質基準に適合した安全な水を安定的に供給するため、県営浄水場に高度浄水処理施設を整備することについて、2月13日に大野元裕埼玉県知事から発表がありました。

なお、大久保浄水場、吉見浄水場は、令和8年度までに施設を整備し、令和9年度から高度浄水処理を始めること。また、吉見浄水場の増設に伴い、現在の大久保浄水場からの受水が吉見浄水場に切り替わる予定とのことです。

【高度浄水処理施設イメージ（埼玉県ホームページから抜粋）】



従来の処理に「オゾン＋生物活性炭」処理を追加

担当者 水道業務課長 沢田
連絡先 TEL 042-973-2111
内線 210